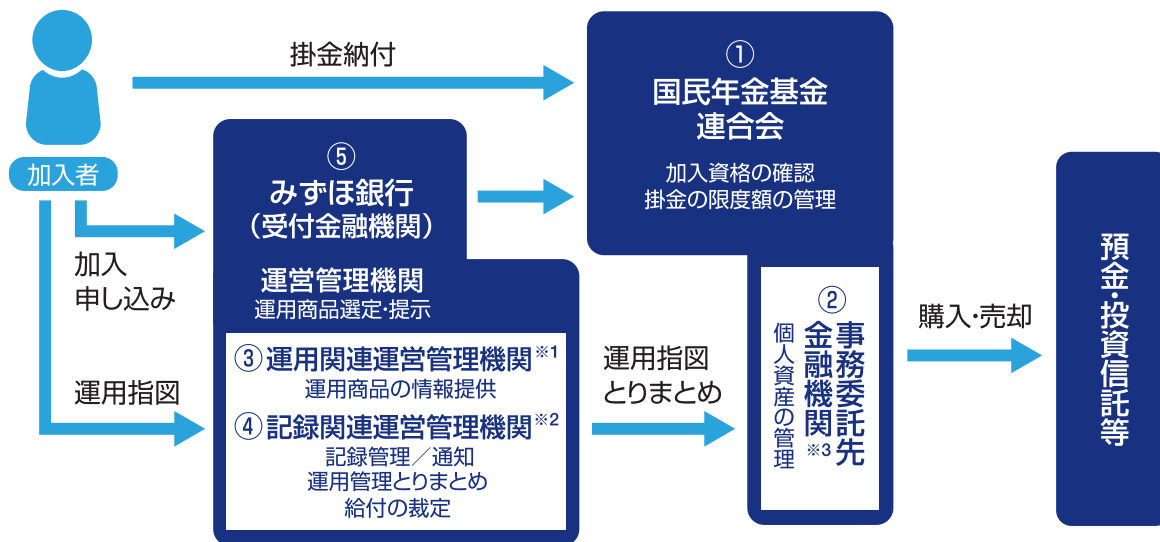


5

ご参考

iDeCoのしくみ

iDeCoは、確定拠出年金法に基づき、国民年金基金連合会が主体となって運営しています。



※1 確定拠出年金サービス(DCPS)

※2 日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー(JIS&T)

※3 日本カストディ銀行

脱退一時金

原則60歳まで途中のお引出、脱退はできませんが、一定の要件を満たせば例外的に脱退一時金を受給できる場合があります(資格喪失した時期によって適用される要件が異なります)。国民年金被保険者となることができない方で、一定の要件を満たす場合には、脱退一時金を請求できます。

詳しくはコールセンターにお問い合わせください。

2017年1月以降に資格喪失し、次の要件①または②をすべて満たしている方

要件①

年金資産が15,000円以下で、次の要件をすべて満たしていること。

ア.企業型DC、iDeCoのいずれかの加入者、運用指図者でないこと。

イ.企業型DCの加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して6ヵ月を経過していないこと。

要件②

ア.60歳未満であること。

イ.企業型DCの加入者でないこと。

ウ.iDeCoに加入できない者であること。※4

エ.日本国籍を有する海外居住者(20歳以上60歳未満)でないこと。

オ.障害給付金の受給権者でないこと。

カ.通算拠出期間※5が5年以内、または個人別管理資産額が25万円以下であること。

キ.最後に企業型DCまたはiDeCoの資格を喪失してから2年以内※6であること。

※4 DB等の他制度に加入する者(企業型DCに加入する者を除く)であって、55,000円からDB等の他制度掛金相当額を控除した額がiDeCo掛金の最低額(5,000円)を下回る方を含みます。

※5 については法令等をご確認ください。

※6 企業型DCの加入者資格を喪失してから6ヵ月以内の場合で、上記要件②に加えて「企業型DCの運用指図者、iDeCoの加入者および運用指図者でないこと」の要件を満たした場合は、企業型DCより直接脱退一時金を請求することができます。

2016年12月末までに資格喪失された場合の脱退一時金を受給できる条件は異なります。

運営管理機関の役割

①運用関連業務

- 個別の運用商品を選定し、提示すること。
- 選定・提示した運用商品に関する情報を提供すること。

②記録関連業務

- 加入者等の氏名、住所、個人別管理資産、その他の加入者等に関する事項を記録、保存および通知すること。
- 加入者等が行った運用の指図の取りまとめ、およびその内容を国民年金基金連合会へ通知すること。
- 給付について裁定を行い、裁定を行ったときにはその内容を国民年金基金連合会に通知すること。

運営管理機関の行為準則等

- ①法令、法令に基づく厚生労働大臣の処分、運営管理契約を遵守し、加入者等のために忠実にその業務を遂行しなければなりません。
- ②加入者等の個人情報を保管します。また、個人の同意やその他の正当な理由がある場合を除いて、業務に必要な範囲内のみで使用・保管しなければなりません。
- ③次のような行為は禁じられています。

- 運営管理契約を締結する際に、加入者等の損失の全部あるいは一部を負担することを約束すること。
- 運営管理契約を締結する際に、加入者等また契約の相手方に特別の利益を提供することを約束すること。
- 運用関連業務に関して発生した加入者等の損失の全部または一部を補填したり、加入者等の利益に追加するために、当該加入者等または第三者に対して利益を自ら提供したり第三者に提供させること。（自己に責任のある事故による損失の全部または一部を補填する場合を除きます）
- 運営管理契約締結の勧誘の際または解除を妨げるために、運営管理業務に関することで契約相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要事項を故意に告げなかったり、不実のことを告げること。

ここでいう重要事項には次のことが含まれます。

- 委託または再委託を受けることができる運営管理業務の種類と内容
- 再委託する確定拠出年金運営管理機関の名称と住所、および再委託しようとする運営管理業務の内容
- 自己および再委託しようとしている確定拠出年金運営管理機関の業務の状況
- 運営管理業務に関する処分の有無（処分を受けたことがある場合は、当該処分の内容）

- 自分たち、または加入者等以外の第三者の利益を図るために、特定の運用商品を提示すること。
- 加入者等に対して、提示した運用商品のうち特定のものについて指図を行うこと、または行わないことを勧めること。
- 加入者等に対して、年金制度、提示した運用商品、提示した運用商品について他と比較した事項等に関して、不実のことまたは誤解させるおそれのあることを告げたり表示したりすること。
- 加入者等が運営管理機関を選択できる場合、加入者等の判断に影響を及ぼすこととなる事項について、故意に事実を告げなかったり、または不実のことを告げること。

国民年金基金連合会の役割

- ①個人型年金規約の作成
- ②個人型年金加入者の加入資格審査
- ③掛金の収納管理
- ④掛金拠出限度額の管理

国民年金基金連合会の行為準則等

- ①法令、法令に基づく厚生労働大臣の処分、個人型年金規約を遵守し、加入者等のために忠実にその業務を遂行しなければなりません。
- ②加入者等の個人情報を管理します。また、個人の同意やその他の正当な理由がある場合を除いて、業務に必要な範囲内のみで使用・保管しなければなりません。
- ③次のような行為は禁じられています。

- 自分たち、または加入者等以外の第三者の利益を図るために、運営管理業務の委託契約や事務委託契約を締結すること。
- 運用関連業務を委託した確定拠出年金運営管理機関に、特定の運用の方法を個人型年金加入者等に対し提示させること。
- 運用関連業務を委託した確定拠出年金運営管理機関に、個人型年金加入者等に対して、提示した運用の方法のうち特定のものについて指図を行うことまたは行わないことを勧めさせること。
- 個人型年金加入者等に、特定の運用方法について指図を行うことまたは行わないことを勧めること。
- 個人型年金加入者等に、運用の指図を連合会または個人型年金加入者等以外の第三者に委託することを勧めること。
- 個人型年金加入者等に、当該個人型年金加入者等に係る運営管理機関を行う確定拠出年金運営管理機関として特定のものを指定し、またはその指定を変更することを勧めること。

本テキストは、2024年12月1日現在の法令等に基づいて作成しています。内容については、法令等の改正により、今後変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。本テキストに記載されている情報の内容については万全を期しておりますが、株式会社みずほ銀行はその正確性・完全性について保証するものではありません。また、プラン内容・手数料等は、今後、予告なく変更となる場合がございますので、ご了承ください。



お申込前にご理解いただきたい

7つのこと



原則、60歳まで

途中のお引出、脱退はできません。

ご注意ください!!



運用商品は、ご自身でご選択いただきます。

運用の結果によっては、
損失が生じる可能性があります。

ご注意ください!!



加入から受取が終了するまでの間、
所定の手数料がかかります。

ご注意ください!!



60歳時点で通算加入者等期間が10年に満たない場合、
段階的に最高65歳まで受取を開始できる年齢
が遅くなります。

※通算加入者等期間を有しない60歳以上の方が加入した場合、加入から5年後以降の受取開始となります。



運用商品の配分指定をされなかった場合、
掛金や移換される資産は、所定の期間経過後、
全額「投資のソムリエ(ターゲット・イヤー)」で運用
されます。

※購入するターゲットイヤーは、お客さまの生年月日によって異なります。
※ウェブサイトやコールセンターで運用商品の見直しが可能です。



積み立てられた運用商品の売買には、
所定の日数がかかります。(通常3～8営業日がかかります)



退職などに伴い
企業型DCの加入資格を喪失した方は6ヵ月以内
にお手続きください。

みずほ銀行 確定拠出年金コールセンター

0120-867-401

フリーダイヤルをご利用いただけない場合 (通話料有料)045-949-6250

オペレーターサービス利用時間帯 平日 9:00～21:00 / 土・日曜日 9:00～17:00
(12月31日～1月3日、祝日・振替休日、ゴールデンウィークの一部の日およびメンテナンスの日はご利用いただけません)

委託運営先 確定拠出年金サービス株式会社

みずほのiDeCoウェブサイト

<https://www.mizuho.bank.co.jp/retail/products/ideco/>

2024年12月1日現在